

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	流水の占用の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第23条
法令の規定	【河川法第23条】 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、第23条の2に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りでない。
審査基準	① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ④ 流水の占有のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	120日
処分担当所属	土木部河川課
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	